

快適な生活と美しい水環境をつくる

浄化槽に関する手引き

(保存版)

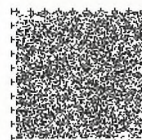


久留米市イメージキャラクター

くるっぱ

※この冊子は音声コードに対応しています。
音声コードは両面にプリントされています。

久留米市



ご使用のみなさまへ

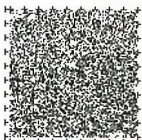
快適な生活と、美しい水環境をつくる浄化槽を設置いただき、ありがとうございます。

ご使用されている**浄化槽**は、微生物などの働きを利用して、あなたのご家庭から出される**全ての排水の汚れを、90%以上きれいな水に浄化する機能を有しています。**

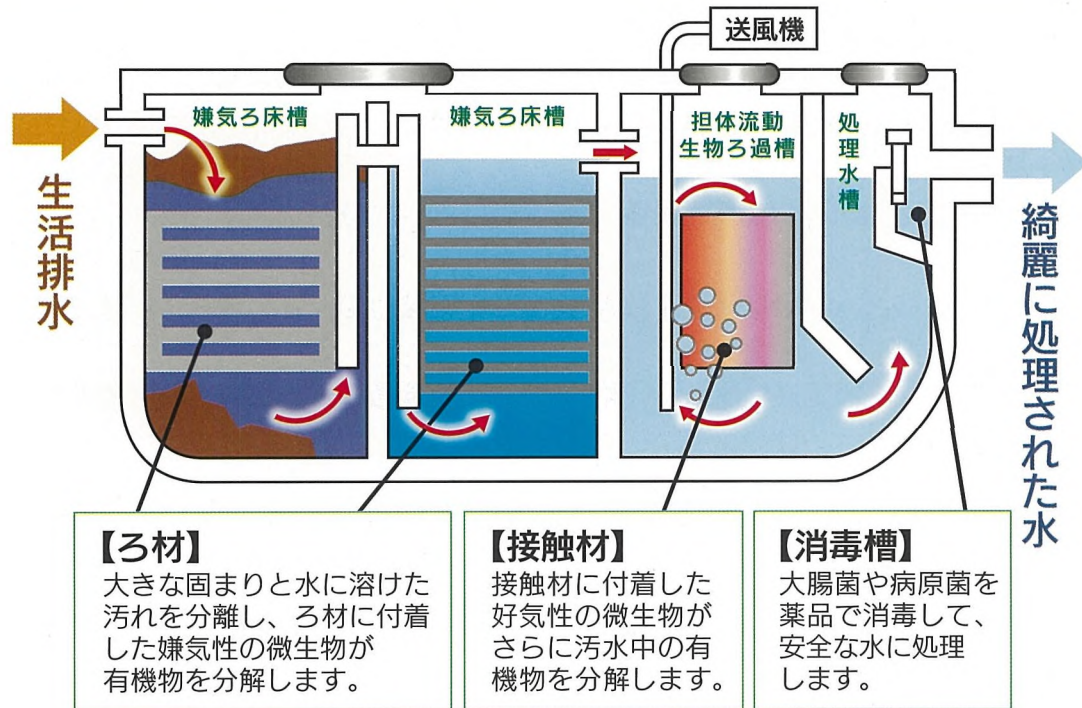
しかし、正しい使い方や維持管理を行わないと、装置そのものが機能せず、故障の原因になるばかりか、私たちの大切な財産である河川や海などを汚すこととなります。そこで、浄化槽の機能、維持管理、使用方法などについてご理解を深めていただくために、この手引きを作成いたしました。

ご一読いただき、正しい使用方法、管理方法をご理解の上、豊かな自然環境を守り、快適で住みよい街づくりのためにご協力をお願いいたします。

私たちの
大切な川や海を、
環境汚染から
守りましょう



浄化槽のしくみ



最近の浄化槽の処理方式は、「嫌気ろ床接触ばつ気方式」(図)が主流となっています。

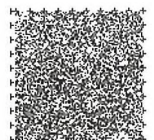
酸素のないところで繁殖する嫌気性微生物による処理(嫌気処理)と、酸素のあるところで繁殖する好気性微生物による処理(好気性処理)を組み合わせ、汚れを浄化します。

浄化槽とは

浄化槽は、家庭から出るトイレ、台所、浴室、洗濯などの生活排水を、主に微生物の働きを利用してきれいな水に浄化し、河川などの公共用水域に放流するための汚水処理施設です。

また、浄化槽は、各家庭で排水を処理するため、自然の水循環体系を守り①身近な水路、河川の流量を確保する②河川の自浄作用を促進する③地下水の枯渇を防止する、など自然にやさしい排水対策になります。

しかも、家庭用の浄化槽の場合、乗用車1台分のスペースがあれば設置でき、短時間で生活排水の浄化や、生活環境の改善が可能になります。



浄化槽の維持管理について

○義務づけられている維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用することにより汚水をきれいにする施設ですから、その微生物が活発に活動するような環境に保つことが重要になります。

そのためには、浄化槽の正しい使用方法を守ることと、適切な「維持管理」を行う必要があります。

「維持管理」とは、「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つを言います。

保守点検とは：浄化槽の運転状況の点検・確認。必要に応じ調整や修理。消毒剤の補充。

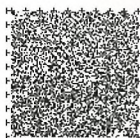
清掃とは：浄化槽内にたまったスカムや汚泥の引き抜きと付属装置や機械類の洗浄。

法定検査とは：浄化槽法に基づく7条検査（使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に行う検査）と11条検査（2年目以降、年1回行う検査）

このような維持管理を適正に行わないと、次第に浄化槽の機能が低下し、処理が不十分になり、悪臭の原因になったりします。

また、故障箇所を早めに修理しないと、機能を元に戻すために余分な費用がかかることがあります。

こういった事態を避けるために、浄化槽法により設置者に対して維持管理が義務づけられています。



○維持管理は専門業者へ

浄化槽の設置者の義務とされている保守点検や清掃は、専門的知識、技能、経験を要し、専門の器具や機材も必要になります。

そのため、保守点検、清掃に法定検査(11条検査)等の内容を含めた一括委託契約を継続して専門業者と結ばれることをお勧めします。

この委託契約により適正な維持管理が実施されます。さらに保守点検、清掃を実施した際の記録票(管理カード)や法定検査の結果書が設置者に渡されることにより、浄化槽の状況を知ることができます。

《保守点検及び清掃の内容》

保守点検及び清掃の内容については、専門業者(浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者)が浄化槽法の「技術上の基準」に従って作業を実施します。

●保守点検について

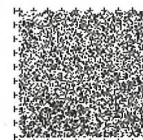
- ①微生物が活発に活動しているか、各装置が正常に機能しているかを確認する。
- ②透視度、溶存酸素等の簡易水質検査を実施する。
- ③必要に応じ、各装置の調整・修理・部品交換を行う。
- ④汚泥の移送が適正に行われているかを確認し、汚泥の溜まり具合を確認して、清掃の時期を判断する。
- ⑤悪臭や蚊、ハエが発生していないかを確認する。
- ⑥消毒剤を補充する。
- ⑦保守点検記録票を作成し、その都度設置者へ渡す。(3年間保管して下さい)

なお、保守点検の回数は、一般家庭用の浄化槽では4ヶ月に1回(共同住宅など処理対象人員が21人以上のものは3ヶ月に1回)以上行うよう浄化槽法で定められています。

●清掃について

- ①嫌気ろ床槽第1室(夾雑物除去槽)のスカムや汚泥を全量引き抜く。
- ②嫌気ろ床槽第2室のスカムや汚泥を適正量引き抜く。
- ③担体流動・生物ろ過槽及び処理水槽のスカムや汚泥を適正量引き抜く。
- ④スカムや汚泥を引き抜いた後、必要に応じ各装置の洗浄・掃除を行い、水張りし送風機を作動させ、浄化槽の運転を再開する。
- ⑤配管、柵等の洗浄・掃除を行う。
- ⑥清掃記録票を作成し、その都度設置者へ渡す。(3年間保管して下さい)

なお、清掃の回数は、年1回以上行うよう浄化槽法で定められています。



○法定検査の内容

法定検査は、浄化槽にとって定期健康診断のようなもので、検査の種類は2種類あります。浄化槽設置者は、浄化槽を使用開始して3ヶ月を過ぎて5ヶ月の間に1回(浄化槽法第7条に基づく検査)、その後1年に1回(浄化槽法第11条に基づく検査)、検査を受けることが法律で義務づけられています。

この法定検査は、指定検査機関である(財)福岡県浄化槽協会が実施し、結果は浄化槽設置者と保守点検業者に送付(7条検査結果は設置者のみ)されるのと併せて、久留米市(特定行政庁)にも通知されます。

この検査により改善を要するとされた場合には、久留米市(特定行政庁)より、維持管理業者、浄化槽工事業者に対し指導がなされます。

○初めての検査(7条検査)

浄化槽を使用開始して、3ヶ月を過ぎて5ヶ月の間に受けなければならない検査で、「外観検査」「水質検査」「書類検査」を行います。

(検査内容)

《外観検査》

- ・設置、設備の稼働状況
- ・水の流れ方、使用の状況
- ・悪臭や蚊、ハエの発生状況
- ・消毒の実施状況

《水質検査》

- ・水素イオン濃度(pH)
- ・溶存酸素量(DO)
- ・透視度
- ・残留塩素濃度
- ・生物化学的酸素要求量(BOD)

《書類検査》

使用開始直前に行った保守点検記録等を参考とし、適正に設置されているか否かを検査する。

○定期検査(11条検査)

保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の働きが正常に維持されているかどうかを年1回検査します。

(検査内容)

《外観検査》

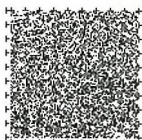
7条検査と同様

《水質検査》

7条検査と同様

《書類検査》

保存されている保守点検及び清掃の記録、前回の検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて検査を実施する。
※50人槽以下の浄化槽については、「水質検査」と「水質検査・外観検査・書類検査」を4年と1年の5年周期で実施する。



○浄化槽機能保証制度について

この制度は、浄化槽を安心して使用していただくために、(社)全国浄化槽団体連合会(全浄連)に機能保証登録された浄化槽に機能異常が発生した場合、その原因者を明らかにして、原因者による補修の措置を確保します。

また、原因者が特定できない場合や原因者が倒産した場合等には、全浄連に設置された保証基金によりその補修費用を支払うというものです。

《保証制度の対象となる浄化槽》

全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽であり、県浄化槽協会に保証登録を行なった浄化槽です。なお、保証対象には、トイレ、台所等の排水設備と浄化槽本体の流入口を接続する配管設備及び浄化槽本体の流出口と処理水の放流口を接続する配管設備、並びに附帯設備は含みません。

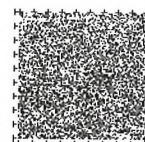
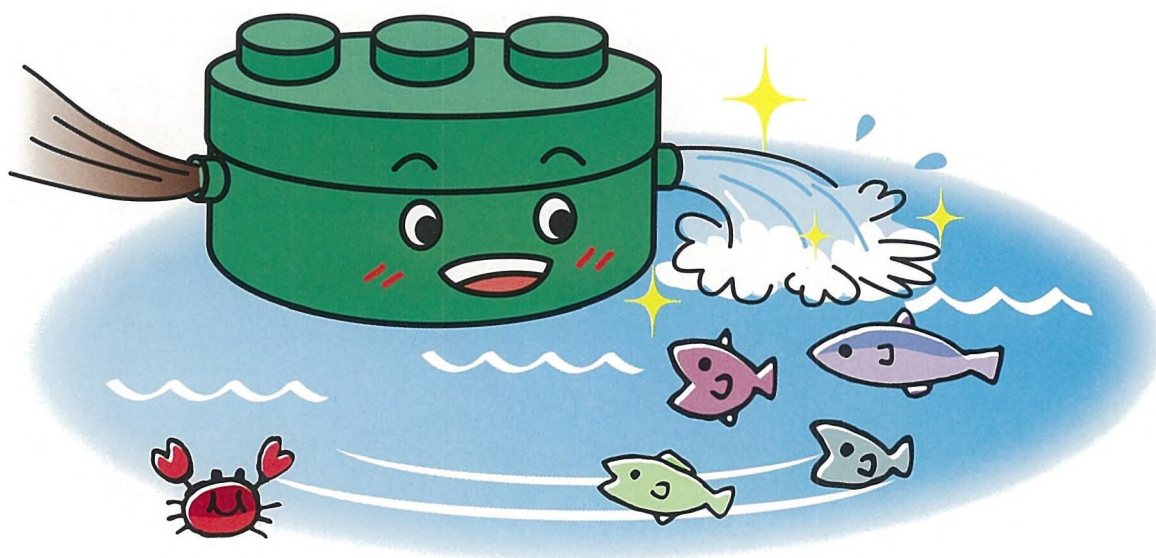
《保証制度の対象となる機能異常》

浄化槽法第7条および11条に規定する検査等において、施工上の欠陥等により機能異常があると判断された場合です。

《保証の期間》

本制度の保証期間は、使用開始の日から10年間です。
(但し、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年間です。)

浄化槽は、生活排水の汚れを1/10に減らします。



使用上の注意について

●台所では

- ・使用済みの食用油は、各校区公民館で実施されている「食用油回収活動」に出されるか、回収活動が実施されていない地域では、古新聞紙等に吸わせるか、市販の凝固剤で油を固めて、燃やせるごみの日に出して下さい。
- ・食べ残しや野菜くずは、三角コーナーに目の細かいネットをかぶせて捨てて下さい。
- ・台所洗剤は、適量使用してください。



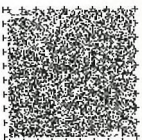
◆浄化槽に台所から野菜くずや廃油を流さない

●トイレでは

- ・紙オムツ、衛生用品、タバコの吸殻などを流さないようにして下さい。
- ・便器を掃除する場合は、トイレ用洗剤等を適量お使いください。(酸やアルカリなどの薬品は、処理に影響を与える場合があります。)



◆浄化槽には紙おむつやタバコの吸殻を入れない



●洗たくでは

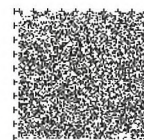
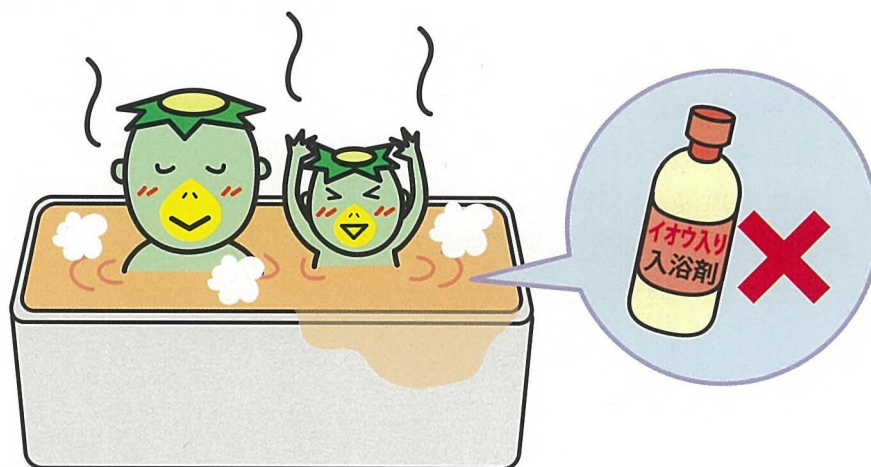
- 洗剤は、適量使用して下さい。
- 漂白剤はなるべく控えめにお使いください。塩素系漂白剤等は、処理に影響を与える場合があります、使用された際は、使用後に多めの水で洗い流してください。

◆洗剤は適量使用してください



●お風呂では

- 市販の入浴剤は、適量を守って使用してください。なお、イオウが含まれている入浴剤は処理に影響を与えるため使用は控えて下さい。
- お風呂掃除の際に使用するカビ落とし剤等は、適量使用してください。また、使用された際には、多めの水で洗い流して下さい。



●浄化槽では

- ・浄化槽のマンホールや柵の上には物を置かないで下さい。(点検や清掃作業の妨げになります。)
- ・旅行などで長期に不在であっても、ブロワ(送風機)の電源は切らないで下さい。(浄化槽の微生物に必要な空気が与えられないと、微生物の活動が鈍ったり、死滅したりして、浄化機能が停止する場合があります。)



〈お問い合わせが多い質問〉

Q) 浄化槽の保守点検や清掃は専門業者に委託していますが、年1回の法定検査は受けなければなりませんか。

A) すべての浄化槽には、浄化槽の定期的な維持管理が適正に行われ、処理機能が十分発揮されているか等を検査するため、県知事が指定した検査機関(福岡県浄化槽協会)による法定検査が年1回義務付けられています。

法定検査は、浄化槽の定期診断にあたるもので、浄化槽法で毎年の受検が義務付けられていますので、必ず受検してください。



Q) 保守点検業者から点検の都度渡される保守点検記録票に、簡易水質検査の数値が記入されていますが、良好かどうか見方がわからない。

A) 簡易水質検査結果の「望ましい範囲」は次のとおりです。

- ・水素イオン濃度(pH)・・・5.8～8.6
- ・溶存酸素量(DO)・・・1.0mg/L以上
- ・透視度・・・20度以上
- ・残留塩素・・・検出されること

Q) 浄化槽からの臭いが気になる。

A) 臭気の原因として考えられるのは、

- ①ブロワ(送風機)の異常による浄化槽の機能低下
 - ②浄化槽の清掃不足
 - ③マンホール蓋の密閉が不十分
- などがあります。

これらへの対処は、専門知識が必要であり、委託先の保守点検業者へ連絡してください。

Q) 浄化槽からの音や振動が気になる。

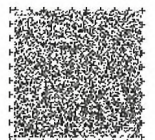
A) 浄化槽からの「音」や「振動」についての、原因を特定することはかなり困難です。原因としては、

- ①ブロワ(送風機)が原因
 - ・ブロワの故障
 - ・ブロワが、家屋の土台等に接触している
- ②浄化槽本体が原因

などが考えられ、早めに委託先の保守点検業者か、浄化槽工業者に連絡して適正な措置をしてください。

Q) 廃油の処分は、油処理剤を使えば流しに流してもいいのか。

A) 廃油に混ぜて、液体のまま流しに流す方式の油処理剤は浄化槽の中で、再び油と水に分離します。そのため、結果として大量の油を流し込んだのと同じことになり、油が浄化槽内の「ろ床」やパイプ類に付着して目詰まりを起こすなど、機能低下の原因になりますので、その使用は避けて下さい。



浄化槽に関する連絡先一覧

浄化槽保守点検業者	電 話
浄化槽清掃業者	電 話
浄化槽工事業業者	電 話
(財)福岡県浄化槽協会	電 話 092-947-1800
(財)福岡県浄化槽協会 筑後検査センター	電 話 0942-46-1900



この冊子は、再生紙を使用しています。

久留米市企業局上下水道部給排水設備課
TEL 0942-30-9237

